

建築分野における検討WG (建築BIM推進会議) の活動状況について

令和8年7月7日

国土交通省 住宅局建築指導課
大臣官房官庁営繕部

BIM図面審査

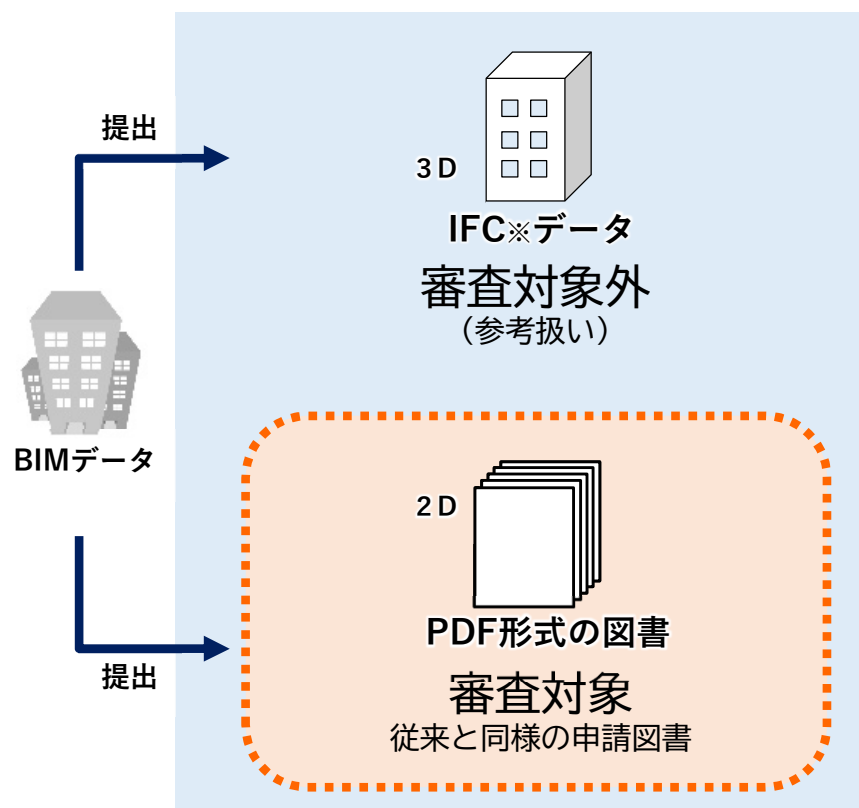
BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年4月1日

開始

2027年度～

順次拡大



BIMデータ審査

IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

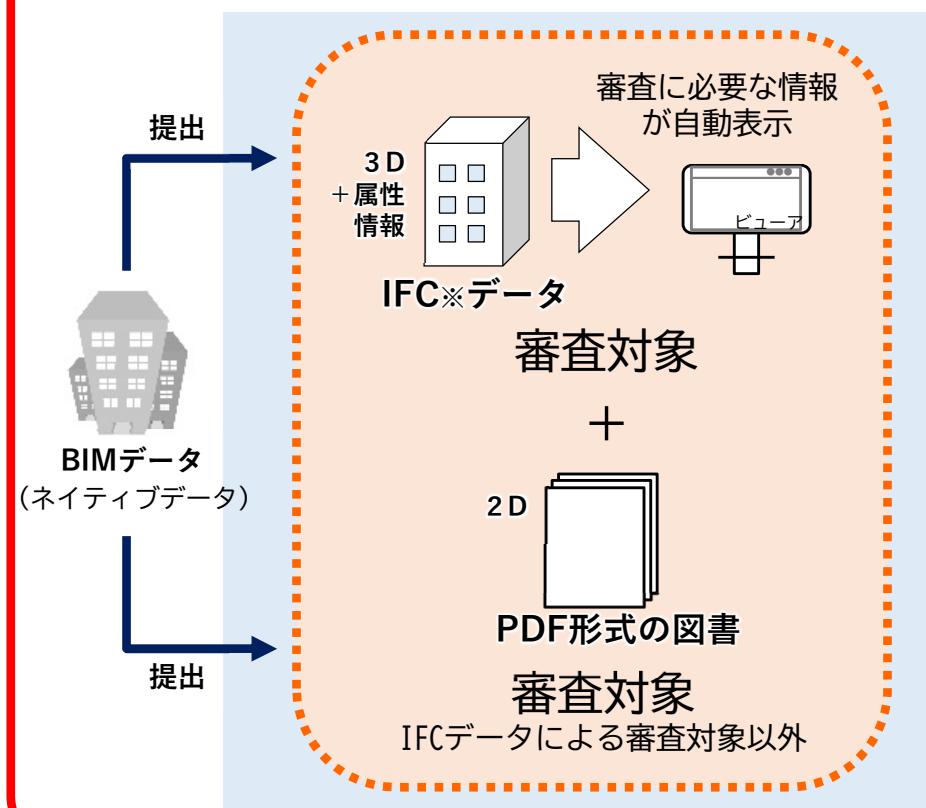
2029年春

(予定)

開始

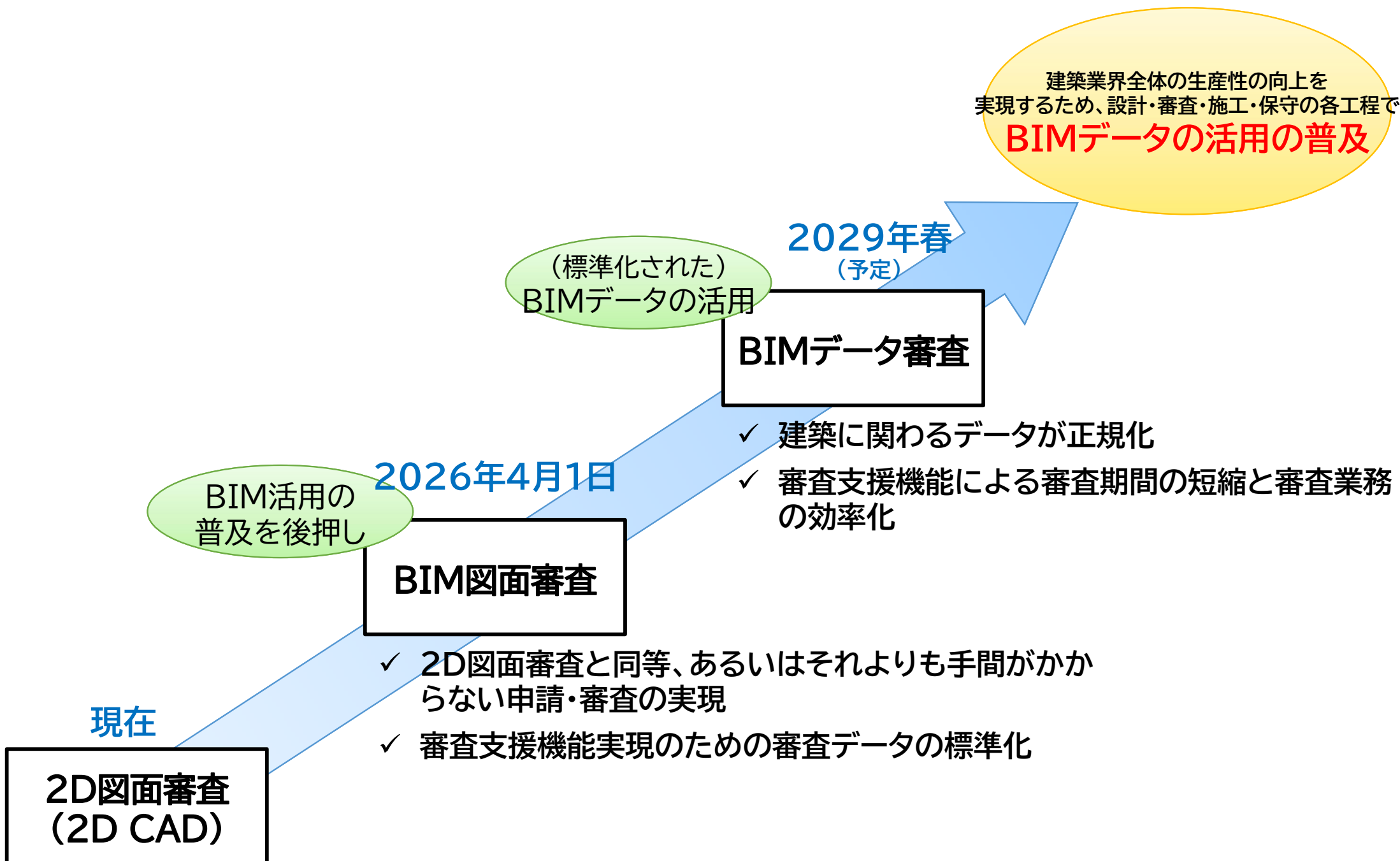
将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大



※ IFC : BIMの共通ファイルフォーマット

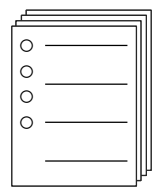
□ : CDE上での提出範囲 □ : 審査対象範囲



- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、これを活用してPDF形式の図書とIFCデータを書き出す。また、入出力基準に従っている旨の誓約書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEにアップロードし、確認申請を実施。
- 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査※を実施。
※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用

○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



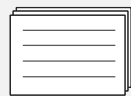
入出力基準に基づき、BIMデータを作成

作成にあたり、参考テンプレートを使用することが可能（使用は必須ではない。）



BIMデータ
(ネイティブデータ)

BIMデータからIFCデータ(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力

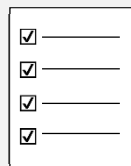


(BIM由来でない図書)

一部の図書はCAD等で作成しPDF化(②-2)



申請者（設計者）

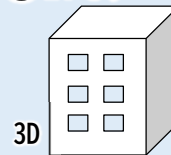


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

① IFCデータ※2

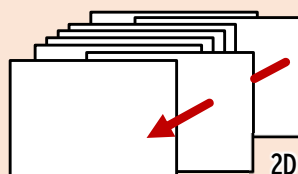


3D

審査対象外（参考扱い）

審査対象

② PDF形式の図書（従来と同様の申請図書）

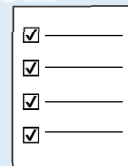


2D

整合性確認※3（一部を省略）
誓約書による誓約に基づき、一部の整合性確認を省略

③ 入出力基準適合誓約書

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が誓約する書類



BIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用



審査者



- ☑ 整合性の確認
- ☑ 明示事項の審査
- ☑ 法適合の審査

審査

整合性の確認を省略する範囲を確認

- ※1 ICBA確認申請用CDEの審査環境を標準とする
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

- 4

No.	機関名	確認検査	省工ネ適判	構造適判
1	一般財団法人 日本建築センター	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
2	一般財団法人 日本建築総合試験所	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
3	日本ERI株式会社	✓ 対応	✓ 対応	
4	ハウスプラス住宅保証株式会社	✓ 対応		
5	一般財団法人ベターリビング			✓ 対応
6	ビューローベリタスジャパン株式会社	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
7	日本建築検査協会株式会社	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
8	株式会社グッド・アイズ建築検査機構	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
9	株式会社東京建築検査機構	✓ 対応	✓ 対応	✓ 対応
10	株式会社J建築検査センター	✓ 対応	✓ 対応	
11	一般財団法人 さいたま住宅検査センター	✓ 対応	✓ 対応	
12	株式会社湘南建築センター	✓ 対応	✓ 対応	
13	株式会社建築構造センター		✓ 対応	✓ 対応

特定行政庁としては**大阪府、熊本市、津市、塩竈市、今治市、千歳市**の6機関がBIM図面審査に対応。

その他、**11機関(特定行政庁5、指定確認検査機関6)**が審査受付準備中。

4月末時点で**事前相談22件、確認済証交付2件**の実績あり。

No.	機関名
1	檜山広域行政組合せたな消防署
2	大雪消防組合 当麻消防署
3	大雪消防組合美瑛消防署
4	北後志消防組合消防本部
5	根室市消防本部
6	遠軽地区広域組合消防本部
7	南宗谷消防組合消防本部
8	檜山広域行政組合今金消防署
9	大雪消防組合比布消防署
10	大雪消防組合愛別消防署
11	富良野広域連合上富良野消防署
12	南空知消防組合消防署
13	南空知消防組合由仁支署
14	南空知消防組合長沼支署
15	石狩北部地区消防事務組合消防本部 石狩消防署
16	南空知消防組合消防本部
17	美唄市消防本部
18	南空知消防組合南幌支署
19	つがる市消防本部
20	陸前高田市消防本部
21	黒川地域行政事務組合消防本部
22	名取市消防本部
23	鶴岡市消防本部
24	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
25	鹿沼市消防本部

No.	機関名
26	さいたま市消防局
27	市川市消防局
28	銚子市消防本部
29	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
30	稲城市消防本部
31	秦野市消防本部
32	都留市消防本部
33	十日町地域消防本部
34	白山野々市広域消防本部
35	松本広域消防局
36	熱海市消防本部
37	瀬戸市消防本部
38	春日井市消防本部
39	小牧市消防本部
40	津島市消防本部
41	志摩市消防本部
42	湖南広域消防局
43	池田市消防本部
44	忠岡町消防本部
45	神戸市消防局
46	三田市消防本部
47	姫路市消防局
48	和歌山市消防局
49	紀美野町消防本部
50	高野町消防本部

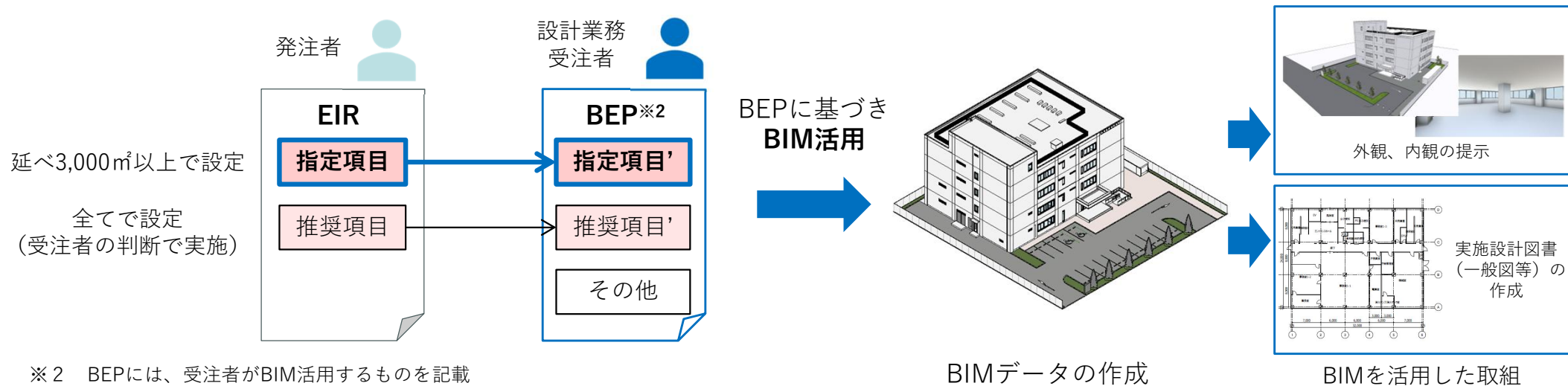
No.	機関名
51	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
52	松江市消防本部
53	隠岐広域連合消防本部
54	安来市消防本部
55	雲南消防本部
56	美作市消防本部
57	三原市消防本部
58	岩国地区消防組合消防本部
59	那賀町消防本部
60	坂出市消防本部
61	高知市消防局
62	みやま市消防本部
63	柳川市消防本部
64	筑後市消防本部
65	大分市消防局
66	津久見市消防本部
67	豊後高田市消防本部
68	竹田市消防本部
69	徳之島地区消防組合消防本部
70	金武地区消防本部
71	中城北中城消防本部

その他、追加で2026年度中に
36機関がBIM図面審査へ対応
予定。

官庁営繕事業の設計業務におけるBIM活用（令和8年度から）

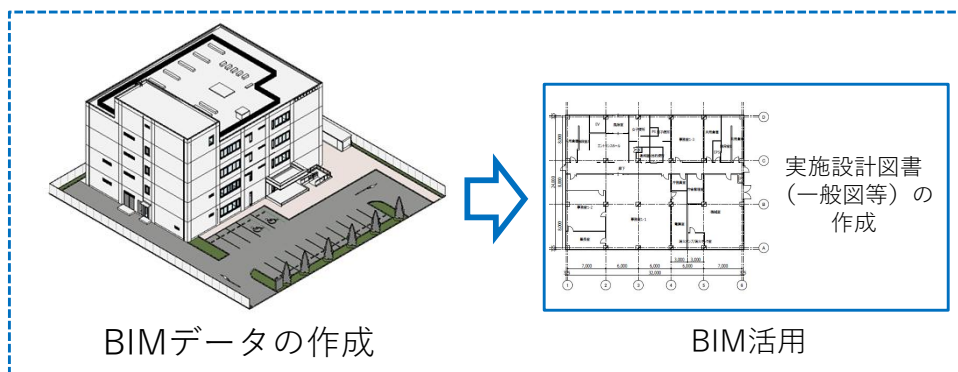
- ・原則として、**全ての新営設計業務**において、発注者情報要件である**EIRを適用し、BIM活用を推進**。
延べ3,000㎡以上の新営設計業務においては、EIRで**指定項目を設定**。
- ・**官庁営繕事業**において令和8年春から始まる「**BIM図面審査**」について取組を開始。

設計業務受注者は、**EIRに基づきBEP※1を作成**。作成した**BEPに基づいてBIMを活用**。 ※1 BIM Execution Plan（BIM実行計画書）



延べ3,000㎡以上の新営設計業務は、原則として、「**BIM図面審査**」の申請の実施対象※3とする。

延べ3,000㎡以上の新営設計業務



「BIM図面審査」の申請

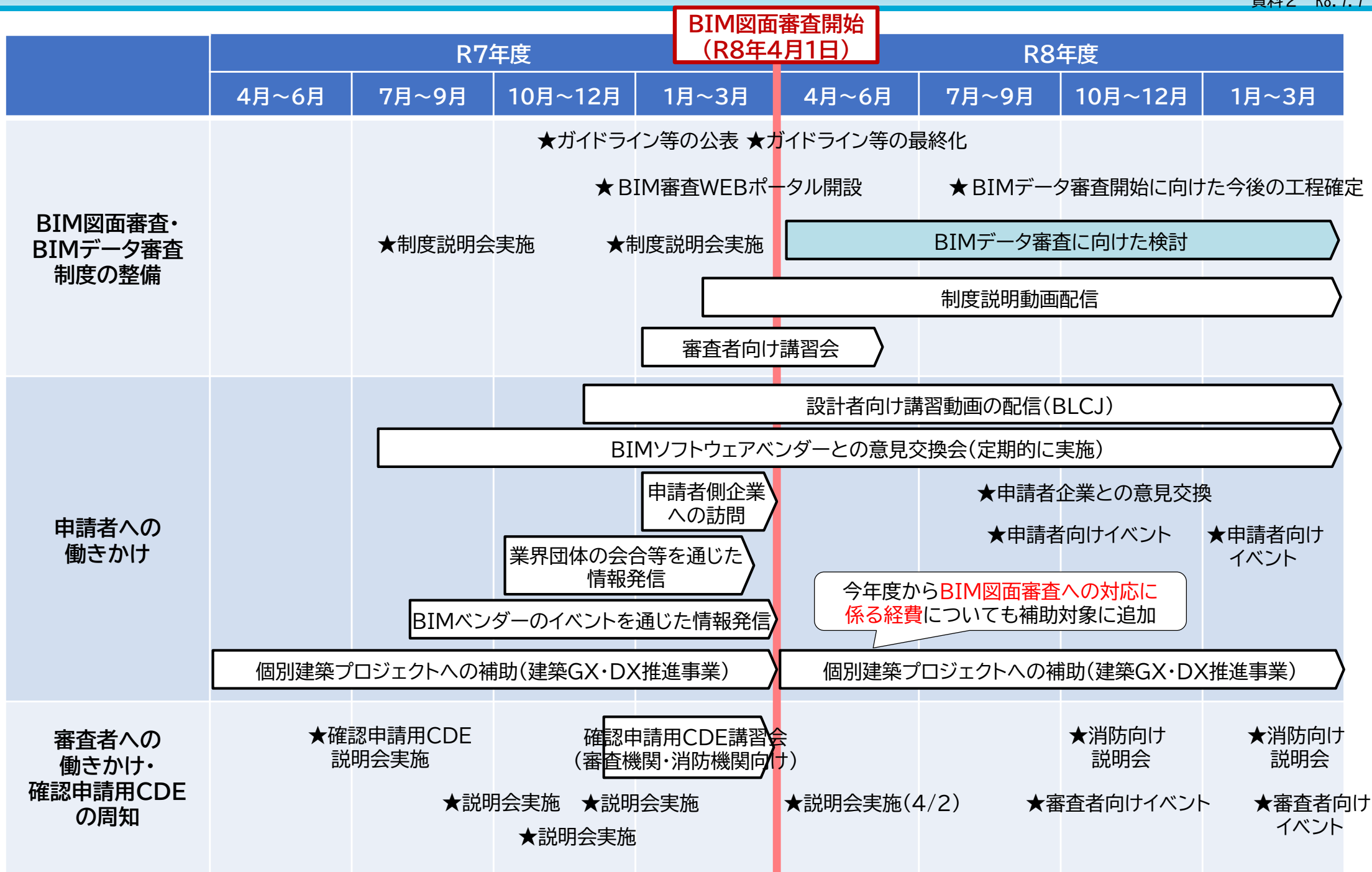


BIMデータから
申請図書の作成

（BIM図面審査サンプルモデル(BLCJ)より）

※3 BIM図面審査の申請の実施の有無並びに
実施する場合の申請先の選定及びBIM図面審査
の申請内容について、受発注者間で協議を行う。

BIM図面審査の普及に向けた取組



- 2026年度以降は各枠組みにおいて下記の通りの取組を行う予定

検討の各枠組	2026年度の取組
審査 TF	・2029年春(予定)のBIMデータ審査制度開始に向けた検討 ※これまでの検討を踏まえ、工程を年度早期に確定し、それを踏まえた検討を実施
標準化 TF	・ユースケース別の標準活用ルール策定について、社会実装の成果を見据えた優先順位を定めた検討を実施 ※標準化TFの検討スコープについても年度早期に議論
維持管理 WG	・主要なユースケースを定め、BIMの実務レベルで「BIMに格納すべきデータ」「それ以外で管理するデータ」の標準を定めるための検討を実施 ※標準化TFの取組と連携することを想定

建築物ライフサイクルカーボン評価（LCCO₂評価）の実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCCO₂評価の実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合は、BIM活用型、LCCO₂評価実施型のいずれの要件も満たすこと

● 補助額等

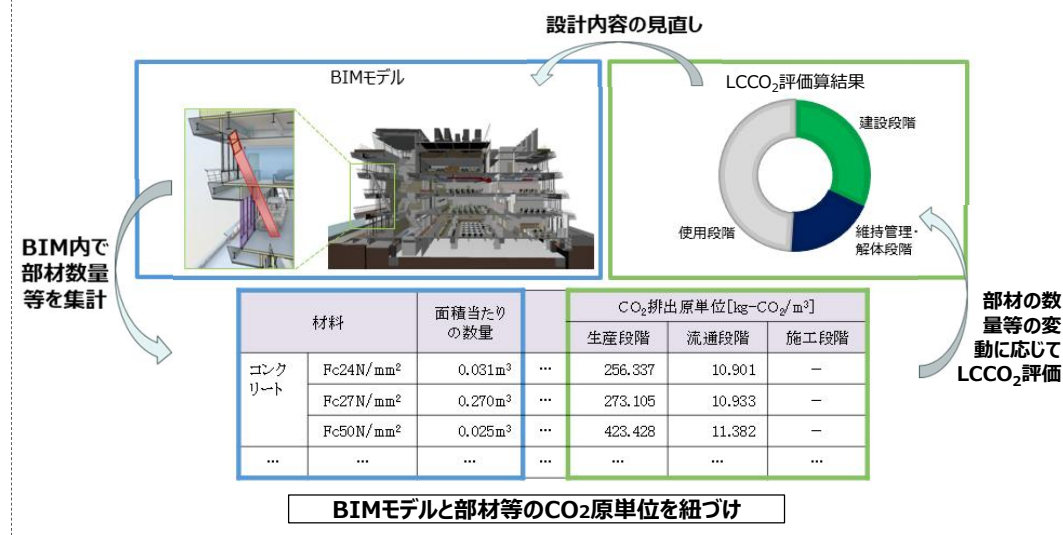
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価の実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
BIMモデルを作成せずにLCCO₂評価を行った場合：650万円/件
BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合：500万円/件
※ LCCO₂評価に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCCO₂評価の実施イメージ>



令和7年度事業からの主な変更点について

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

見直し項目	令和7年度事業	令和8年度事業（案）
BIM図面審査への対応	(新規)	- BIM図面審査への対応について補助可能に追加。 ※モデル作成、図書の作成、申告書、社内テンプレートの作成、講習費用等も含む。 ※高度な活用において、BIM図面審査への対応を追加。
協力事業者における補助限度額引き上げ	協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限を100万円とする。	- 協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限は500万円とする。 ※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。
BIMモデル作成費の上限額引き上げ	BIMモデル作成費の合計額の補助上限を1,000万円とする。	- BIMモデル作成費の合計額の補助上限は1,000万円。 ※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。
LCCO ₂ 評価実施型の対象の拡大①	算定する建築物の用途は、非住宅又は共同住宅とする。	算定する建築物の用途は問わない。
LCCO ₂ 評価実施型の対象の拡大②	増改築、修繕等を行う建築物のLCCO₂評価を実施する場合は、既存部分も含めた建築物全体で算定する必要がある	既存部分も含めた建築物全体で算定する場合、増改築や修繕等を行う部分のみを算定する場合のいずれかを明示。
災害リスクエリアの対象除外範囲の拡大	- 以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。 「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅 「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅 「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」もしくは「浸水想定区域」に立地する住宅	- 以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。 ①～③左記と同様 ④「建築基準法の構造規制等を追加的に課している災害イエローゾーン（災害危険区域かつ浸水想定区域（浸水深3m以上）及び災害危険区域かつ土砂災害警戒区域）かつ「災害危険区域」の重複エリアに立地する住宅

要件の拡充

要件の見直し